



CPD：3単位

平成29年度

「特定建築物定期調査業務講習会」のご案内

主催：一般財団法人島根県建築住宅センター

建築基準法第12条に基づく定期報告制度については、適切な調査が行われるよう、平成20年4月の施行規則改正により、調査項目、調査方法及び判定基準が明確化されました。

近年起きた社会福祉施設の火災、さらには、平成25年の福岡市診療所火災などの状況から、定期報告が適切に実施され、既存建築物の安全性を向上させることがますます重要な課題となっています。

そこで、定期報告制度及び対象施設の概要並びに調査及び報告書作成の方法等について、下記の日程で講習会を開催いたします。

特定建築物調査業務はもとより、今後の建築設計・工事監理業務に欠かせないものと考えておりますので、特定建築物調査員、一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、行政職員、および特定建築物等の所有者・管理者の皆様におかれましては、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日・会場

	開催日時	開催会場
浜田会場	7月14日(金) 13時30分～16時00分 (受付13時より)	島根県浜田合同庁舎 2階 大会議室 浜田市片庭町254 (定員50名)
松江会場	7月21日(金) 13時30分～16時00分 (受付13時より)	島根県松江合同庁舎 6階 601会議室 松江市東津田町1741-1 (定員70名)

2. 講習内容・次第

(1)開会(13:30～13:35)

(2)開会挨拶(13:35～13:45) /島根県浜田県土整備事務所建築部長(浜田会場)

島根県土木部建築住宅課建築物安全推進室長(松江会場)

(3)定期報告制度の概要等について(13:45～14:20)

/島根県土木部建築住宅課担当職員

(4)定期調査の目的と実施方法/報告書の作成・業務の流れについて(14:30～16:00)

/(一財)島根県建築住宅センター担当職員

3. 受講料 1,000円(当日会場でお支払い下さい。)

4. テキスト代 5,500円(テキストは必要な方のみお申し込み下さい。)

(特定建築物定期調査業務基準2016年改訂版 / 発行：(一財)日本建築防災協会)

※当日ご持参下さい

5. CPD 各会場とも3単位

6. 申込締切日 平成29年6月30日(金)までに、FAX(0852-25-9581)でお願いします。

〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館内

(一財)島根県建築住宅センター TEL 0852-26-4577

特定建築物定期調査業務講習会受講申込書			
氏名		資格	<input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> 2級建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員(国土交通大臣)
勤務先			
勤務先所在地 又は自宅住所	(〒 -) <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		
連絡先電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 (- -)		
希望受講会場	<input type="checkbox"/> 浜田会場7/14 <input type="checkbox"/> 松江会場7/21		
テキスト「特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)」 (一財)日本建築防災協会 発行 ※お持ちの方は当日ご持参下さい		<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 当日購入する (手数料・税込 5,500円)	

※この用紙は1名ずつご記入ください。